

自動つみたて定期預金（スーパー総合口座）規定

1. 預金の預入れ等

- (1)この預金の預入れは1口1万円以上とし自動振替の方法により預入れるものとします。自動振替による預入れの場合の振替日、振替金額、引落指定定期口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは別に定める自動振替規定によります。
- (2)この預金は自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。

2. 証券類の受入れ

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. 預金の種類・継続の方法等

- (1)各預入れまたは継続の都度あらかじめ指定された種類の自動継続期日指定定期預金（通帳に記載いたします。）を作成し、この預金に預入れます。ただし、各預入れの金額があらかじめ指定された金額以上の場合には、この預金に預入れず後(2)のあらかじめ指定をうけた方法に準じて自由金利型定期預金（M型）を作成します。
- (2)①前記1.(1)の別に提出された所定の書面に記載された自動振替による預入れの場合の振替日に、預入期間が1年以上の期日指定定期預金の合計額があらかじめ指定された金額以上の場合には、これらの預金は満期日が到来したものとし、あらかじめ指定をうけた方法により、元利金または元金の合計額をもって自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
- ②次の場合には前①の取扱いをいたしません。
- 前①の預入期間が1年以上の期日指定定期預金の合計額があらかじめ指定された金額以上の場合
- a 前①のあらかじめ指定をうけた自由金利型定期預金（M型）の期間が1年または2年の場合には、前①により満期日が到来したものとす期日指定定期預金の「2年以上」利率よりその満期日における預入期間が1年または2年の自由金利型定期預金（M型）の利率が低い場合
- b 前①のあらかじめ指定をうけた自由金利型定期預金（M型）の期間が3年の場合には、前①により満期日が到来したものとす期日指定定期預金の「2年以上」の利率により計算した3年間の利回りよりその満期日における預入期間が3年の自由金利型定期預金（M型）の利回りが低い場合
- ③この預金が総合口座の貸越金の担保となっており、総合口座の貸越金が貸越極度をこえる場合には、前①の取扱いをいたしません。
- (3)この預金は、最長預入期限に自動的に期日指定定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。

4. 支払期日等

- (1)各別の期日指定定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。この継続停止の申出は満期日までに行なってください。
- (2)各別の期日指定定期預金は預入日（継続日を含みます。）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください（但し、その口の残りの金額は1万円以上とします）。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

5. 利息

- (1)この預金口座の各別の期日指定定期預金の利息は、次のとおり取扱います。
- ①利息は、預入日（継続日を含みます。）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- ②利息は、あらかじめ指定をうけた預金口座への振替または元金への組み入れのいずれかの方法により、その満期日に支払います。
- (2)継続後の預金の利息についても前(1)と同様の方法で計算します。
- (3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組み入れます。
- (4)指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5)この預金を6.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合および一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合を含みます。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。
- (3)前(2)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

7. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

- この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等によりその非課税貯蓄限度を超過する場合には次のとおり取扱います。
- (1)自動振替による預入れにより、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座（以下「別口座」といいます。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）その振替金額を入金することがあります。
- (2)前記3.、5.に規定する利息の元金への組み入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、あらかじめ指定をうけた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

8. 通帳の記帳方法

- (1)前記3.により複数の定期預金を1口にした場合および継続した場合は、併合または継続された各別の定期預金についての支払記帳を省略させていただきますことがあります。
- (2)複数の期日指定定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただきます場合があります。
- (3)「お預り残高」欄には、受入日または記帳日現在でこの口座にお預りしている期日指定定期預金の総額をご記帳いたします。

9. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在